

公 告

公告第405号
令和3年6月1日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 渡邊 敬明

下記のとおり、一般競争入札を実施します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：1 グループ…使用済自動車の売払い
：2 グループ…鉄屑の売払い
- (2) 規格・数量：1 グループ…別紙第1 「使用済車両内訳書」のとおり
：2 グループ…別紙第2 「材質別内訳書」のとおり
- (3) 代金納付期限：令和3年8月6日（金）
- (4) 引 取 期 限：代金納付の日から5日以内（令和3年8月6日（金）までに搬出）
- (5) 引 渡 場 所：陸上自衛隊相浦駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 平成31・32・33年度及び令和元・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のC等級以上の競争参加資格を有する者、なお1グループについては、自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者、又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請させる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けたものとする。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。
- (9) 入札参加を希望する者は、令和3年6月10日（木）12時00分までに電話連絡すること。
- (10) 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (11) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書(写)を提出すること。

3 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札執行の場所：陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊入札室
- (2) 日 時：令和3年6月16日（水） 13時30分

4 現場確認

鉄屑等の重量及び品質等の確認が必要な場合は、令和3年6月1日（火）～令和3年6月11日（金）の期間において、現場確認を希望する日の2日前までに、「15 問い合わせ先」に連絡されたい。

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

6 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格の制限内の最高額入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（落札者は内訳書を提出する。）
- (2) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

7

入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

9 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 電信電話及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する条項に違反した入札

11 契約書の作成

落札決定後、契約書を作成する。

12 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金を超過する場合は、超過分の損害につき賠償を請求する。

13 公告の掲示場所

陸上自衛隊相浦・大村・竹松各駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保市商工会議所・西部方面会計隊公式ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu-fin/index.htm>)

14 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で令和3年6月16日（水）13時までに必着すること。なお、送付後第363会計隊契約班へ電話連絡すること。また、入札金額が同額による場合

は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡する。

- (2) 入札参加を希望する者は、競争参加資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録・許可証（写）を6月15日（火）13時00分までに提出すること。
- (3) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
- (4) 落札業者については、落札後速やかに誓約書（契約した鉄屑を復元して再利用しない趣旨の内容）の提出をするものとする。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (6) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (8) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。

15 入札及び契約事項に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班 担当：陶山

電 話 番 号：0956-47-2166 内線2347

ファックス番号：0956-47-2166 内線2344

現場確認及び内訳書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊補給科 担当：大浦・宮本

電 話 番 号：0956-47-2166 内線2323